（繰延収益に対する収益化累計額の表示）

第三十四条　各繰延収益を償却した額の累計額は、当該各繰延収益の項目に対する控除項目として、収益化累計額の項目をもつて表示しなければならない。ただし、これらの繰延収益に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、各繰延収益を償却した額の累計額は、当該各繰延収益の帳簿価額から直接控除し、その控除して得た額を当該各繰延収益の帳簿価額として表示することができる。ただし、当該各繰延収益を償却した額の累計額を予定貸借対照表等に注記しなければならない。

（注記の区分）

第三十五条　会計に関する書類（法第二十五条の予算に関する説明書並びに法第三十条第九項の決算について作成すべき書類、同条第一項の決算に併せて提出しなければならない書類及び同条第六項の決算を議会の認定に付するに当たつて併せて提出しなければならない書類をいう。以下同じ。）には、次の各号に規定する事項のうちそれぞれ関係するものを注記し、又はこれらの事項を注記した書類を添付しなければならない。

［一～八　略］

（決算報告書等の様式）

第四十八条　法第三十条第九項に規定する決算報告書、損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表並びに同条第一項に規定する事業報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に準ずるものとする。

［一～六　略］

別表第一号（第三条関係）

勘定科目表

収益

１　水道事業又は工業用水道事業

款	項	目	節
水道事業収益又は工業用水道事業収益	営業収益	給水収益	
		受託工事収益	
		繰延運営権対価収益	
		運営権者更新投資収益	
		その他の営業収益	
［略］	［略］	［略］	［略］

（長期前受金に対する収益化累計額の表示）

第三十四条　各長期前受金を償却した額の累計額は、当該各長期前受金の項目に対する控除項目として、収益化累計額の項目をもつて表示しなければならない。ただし、これらの長期前受金に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、各長期前受金を償却した額の累計額は、当該各長期前受金の帳簿価額から直接控除し、その控除して得た額を当該各長期前受金の帳簿価額として表示することができる。ただし、当該各長期前受金を償却した額の累計額を予定貸借対照表等に注記しなければならない。

（注記の区分）

第三十五条　会計に関する書類（法第二十五条の予算に関する説明書並びに法第三十条第七項の決算について作成すべき書類、同条第一項の決算に併せて提出しなければならない書類及び同条第六項の決算を議会の認定に付するに当たつて併せて提出しなければならない書類をいう。以下同じ。）には、次の各号に規定する事項のうちそれぞれ関係するものを注記し、又はこれらの事項を注記した書類を添付しなければならない。

［一～八　同上］

（決算報告書等の様式）

第四十八条　法第三十条第七項に規定する決算報告書、損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表並びに同条第一項に規定する事業報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に準ずるものとする。

［一～六　同上］

別表第一号（第三条関係）

勘定科目表

収益

１　水道事業又は工業用水道事業

款	項	目	節
水道事業収益又は工業用水道事業収益	営業収益	給水収益	
		受託工事収益	
		その他の営業収益	
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］